

亀山市告示第214号

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第7条第1項の規定に基づき、平成28年亀山市告示第129号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成28年4月14日から平成28年11月29日までの間に到来するものについて、平成28年11月30日とする。

平成28年10月31日

亀山市長 櫻井 義之

都道府県名	地 域
熊本県	八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 菊池郡大津町 菊池郡菊陽町 阿蘇郡南小国町 阿蘇郡小国町 阿蘇郡産山村 阿蘇郡高森町 上益城郡嘉島町 上益城郡甲佐町 上益城郡山都町

八代郡氷川町
葦北郡芦北町
葦北郡津奈木町
球磨郡錦町
球磨郡多良木町
球磨郡湯前町
球磨郡水上村
球磨郡相良村
球磨郡五木村
球磨郡山江村
球磨郡球磨村
球磨郡あさぎり町
天草郡苓北町